日本アムウェイ

消費者保護の強化で始ま 7 た信頼 O)

さりずん 消費者あっての企業という自覚を持ち、それに向けての努力を続けている。仕長)は、その反省のもとに、消費者保護の取り組みを強化。問題のある上級により過程という。 級販売員との訴訟をも辞谷区、デヴィッド・D・アサ

「控訴人の請求を棄却する」

られ、 は東京でも一件起こされている)。 売員が上告せず、確定。 められたのである(この裁判は元販 久解約したことが法律的に正当と認 ェイが元販売員との販売員契約を永 た行動を取ったとして、日本アムウ 審判決主文。元販売員の主張が退け 地位確認を求めて起こしていた控訴 |元販売員(ディストリビュータ)が この元販売員は、 大阪高裁で2004年11月19日に 倫理綱領・行動規準に違反し 日本アムウェイに対して 多くのグループ 同様の裁判

販売員を抱える 「上級販売員」。つま 売り上げ貢献

商品が展示されているアムウェイ・プラザ うことは、日本ア 的に解約するとい も数十億円の売り ある。これを強制 上げ減につながる ムウェイにとって そうまでして 消費者保護に とまで言われ

度の高い販売員で ジッ クレジッ・ 裁判をそう理解していた。 「他社クレジット」 問題 事の起こりは、

多くの販売員も、「本社(日本アムウ 強い意思表明が、 取り組むという、日本アムウェイの ェイ)は消費者保護に本気だ」と、 この裁判だった。

使って商品を購入させる仕組みを そのクレジット(個品割賦販売) 02年1月に禁止したこと、である。 独自に信販会社と加盟店契約を結び 「他社クレジット」と呼ぶ、販売員が 日本アムウェイが を

本ア 者のためにある仕組みではない。 にあるようなもので、 れていた。言い換えれば、 不良在庫が発生したりと、「他社ク レジットという金融ビジネスのため 管理の目が行き届かないところで し付け販売につながったり、 そうした問題があるにもかかわ ムウェイが急成長していた時期 ナスポイント稼ぎ、 ト」では多くの問題点が指摘さ トを乱用されると、商品の 決して、 ない 販売員の また、 消費 ク

> ある。 的に取り組むなかで、それを禁止し、 た面がある。が、消費者保護に本格 らず、それを見て見ぬふりをしてい ットのみの利用だけに制限したので 「アムウェイ・クレジット」という日 本アムウェイが一括管理するクレジ

になった。 り組みが正しいことを証明すること 日本アムウェイの消費者保護への取 えたというわけだ。そして勝訴は は理解を示した。しかし、 対した販売員2グループが裁判に訴

場の微妙さと、それをつくり上げた、 調しなければならないところに、 れている。 かつてのひとつの出来事の重さが表 本アムウェイが現在置かれている立 費者保護への取り組みを、

年の国民生活センター

からの業務改

善の指導によって明らかになる。

97年にかけての消費者トラブル、

98

てつくられていた部分があることが、

120億円)。 ところが、

れが M L M の消費者トラブルの多発である。 ィング、多階層販売方式) 出来事とは、 (マルチレベルマ 997 年にかけて といわれ ケテ そ

この措置に対して、

企業としては当たり前の消 あえて強 \Box

る組織販売の複雑さとあいまって、

多くの販売員 強行に反 (04年は約1 その数字は実際の消費を伴わな! 2100億円を超えるまでになった つまり実需ではない「仮需」によっ 売り上げは急増。ピークの96年には 開始した。そして、 ウェイは79年、 組み (MLM) 過去を清算し改革へ てしまったのである。 ェイに対する世間の見方を定着させ 「あやしい会社」という、 人を組織してモノを売るという仕

をもって、

日本ア

日本国内での営業を

90年代に入ると

多用した押し付け販売などにあるこ ラブルの根は「他社クレジット」を の販売員化が報道される一方で、 トラブル多発を指摘される。具体的 まず、 副業が禁止されている公務員 97 年 11 月の国会で名指しで

1998年以降実施された主な消費者保護施策

エコノミストスペシャル

1994 95 96 97 98 99 2000 01 02 03 04 (注) 2001年からの販売員数は「買うだけクラブ」会員数を含む

「責任ある売り上げ」の実現

(億円)

2000

1500

1000

500

いてきたといっていいだろう。それすべてが「売り上げ至上主義」で動

98年までの日本アムウェイは、

売上高

経常利益

売上高は8年ぶりに増加

販売員数(右目盛り)

商品取引を個々の販売員との直接取引とする。販売員の活動状況 を把握できる 「買うだけクラブ」の導入(2000年9月)

アムウェイ・プラザの開設(00年11月) 製品を直接見て、体験、購入できるショップの展開。現在、全国に8カ所 「ビジネスルール消費者保護部」の新設(01年6月)

販売員にはなりたくないが、商品を買いたい消費者のための組織

販売員が倫理綱領・行動規準を遵守しているかどうか、のチェック機 能を強化 「他社クレジット」の禁止(02年1月)

管理できないところで運営される個品割賦販売に絡むトラブルの未

ダイレクト・フルフィルメントの導入(99年4月)

然防止 ベスト・プラクティス・ワークショップの実施(02年5月)

消費者相談・クレーム対応システムの強化

する 返品規定の改定(05年1月)

期限の制限なくいつでも返品できることを、過剰在庫の防止のため に購入後1年間に限る

コンピュータの「アーリー・ワーニング・システム」を開発する

ジネスル ティス・ワー 徴的なものだが、 部署として、 が然るべき措置を行うが、 告」が表示された場合は、 タシステム。コンピュータ上で「警 る問題を早期に発見するコンピュー このシステムは、 を5年夏に導入することにしている。 に対するクレー 対応の強化、 (22年5月)、消費者相談・クレ の教育を徹底する クラブ」の導入 (049月)、 ために商品を購入できる「買うだけ (99年4月)、 にすべての販売員の直接取引にする の健全化と、業務の透明性を高める トラブルを早期発見できるシステム ための改革に乗り出していく。 「他社クレジット」の禁止はその象 消費者、「買うだけクラブ」 取引の透明性を高めるため ―の接点で発生するあらゆ ル消費者保護部」を設置 さらに、販売員や商品 すでに01年6月に 自分が消費するだけの クショップ」の実施 ム等を一括管理し、 日本アムウェイと それだけにとどま 「ベスト・プラク 担当部署 統一的な 販売員

虚偽ト

クの徹底排除、

③販売員周

行動規準の実効性の確保、

② 誇 大

辺からの相談に対する処理体制の確

立

の3点の業務改善を求めた。

(万人) **¬**140

102

100

80

60

20

(年)

98 年、

文書をもって、

①倫理綱領

さらに、

国会で取り上げられたこと

に対して、

「外圧」を使って解決しよ

りとも取れる態度に終始していた。

ルできない」という、

開き直

事業主であり従業員でないからコン

百件の相談・問い合わせはたいした

引件数が数百万件あるなかで、

千 数

応に追われるが、

当時は「年間の取

かっていく。

トラブルは社会

ここに至り、

日本アムウェイは組織

日本アムウェイはその

ことはない」とか、「販売員は独立の

らない。

うという動きも見られたのである。

そのため、国民生活センターは翌

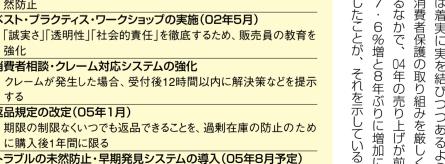
売員が一体となって歩み出していく ことでもある。 という基本に向け、 り組みである。 変えるのが、 は社内の人間も、 た。それを実需に対応した「責任あ 売ることの責任、 消費者あっての企業である、 ·げ」を基本とするやり方に 一連の消費者保護の取 売りっぱなしではな 販売員も同じだっ 社内の人間と販 別の言い方を

らう人を組織化するM 増えるボ 付けとして商品を売るほどに収入が 員がさらに販売員を組織化し、 社員ではなく、 ナスポイントという仕組 契約で販売しても L M は、 動機 販売

> で「あや. 岐点となった97、 教育や業務の運営管理の難しさが常 という世間のイメージは完全に払拭 に付きまとう。そのため、 織が容易に参入しやすく、 みを使う。そもそも雑多な人間や 8年経つにもかかわらず、 しい売り方」「あやしい会社」 98年からすでにフ 大きな分 販売員の 現時点

04年の売り上げが前年比 それを示している。 改革の努力

フ・6%増と8年ぶりに増加に反転 るなかで、 消費者保護の取り組みを厳しく進め は着実に実を結びつつあるようだ。 されてはいない。 ただ、そのなかでも、





東京・渋谷の本社ビル

日本アムウ